

養老ＳＡスマートインターチェンジ（スマートＩＣ）地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「養老ＳＡスマートＩＣ地区協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、名神高速道路養老サービスエリアにＥＴＣ専用の出入口（スマートＩＣ）を設置するため、必要となる事項について検討・調整し、当該インターチェンジ供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業内容について協議する。

- (1)当該スマートＩＣの社会便益
- (2)当該スマートＩＣ及び周辺道路の安全性
- (3)当該スマートＩＣの採算性
- (4)当該スマートＩＣの構造及び整備方法
- (5)当該スマートＩＣの管理・運営方法
- (6)広域的検討結果の反映
- (7)スマートＩＣの名称案
- (8)その他当該スマートＩＣの設置・管理・運営する上で必要な事項

(組織)

第4条 協議会は別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、養老町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故のある時は、養老町副町長が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置き、協議会の指示に基づき第3条の事項の検討・調整をおこなう。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会長は養老町産業建設部長をもって充てる。
- 4 幹事会長が必要と認める場合は、別表第2に掲げる者以外の出席を求めることができる。
- 5 幹事会長に事故のある時は、あらかじめ幹事会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会の事務局は、養老町建設課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成25年2月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

養老S Aスマート I C地区協議会委員名簿

所 属 名 等	役 職 名 等	備 考
国土交通省中部地方整備局	道路部地域道路課 課 長	
	岐阜国道事務所 所 長	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部 企画調整チーム チームリーダー	
	保全・サービス事業部 企画統括チーム 担当リーダー	
	関連事業部 関連事業チーム チームリーダー	
	羽島保全・サービスセンター 所 長	
岐阜県	西濃県事務所 所 長	
	県土整備部道路建設課 課 長	
	大垣土木事務所 所 長	
岐阜県警察	交通部高速道路交通警察隊 隊 長	
	養老警察署 署 長	
養老町消防本部	消防長	
大垣市	市 長	
垂井町	町 長	
養老町観光協会	会 長	
養老町商工会	会 長	
養老町	町 長	協議会長
	副町長	
【事務局】		
養老町	産業建設部 部 長	
	産業建設部 参 事	
	産業建設部 企業誘致・商工観光課長	
	産業建設部 建設課長	

別表第2（第7条関係）

養老SAスマートIC幹事会委員名簿

中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部	企画調整チーム サブリーダー	
	保全・サービス事業部	企画統括チーム サブリーダー	
	関連事業部	関連事業チーム サブリーダー	
	羽島保全・サービスセンター	総務企画担当課長	
岐阜県	西濃県事務所	副所長	
	県土整備部道路建設課	高速道路企画監	
	大垣土木事務所	副所長	
岐阜県警察	交通部高速道路交通警察隊	副隊長	
		企画係長	
	養老警察署	交通課長	
大垣市	建設部	部 長	
	経済部	商工観光課長	
垂井町	建設課	課 長	
	産業課	課 長	
養老町	産業建設部	部 長	幹事会長
【事務局】			
養老町	産業建設部	参 事	
	産業建設部	企業誘致・商工観光課長	
	産業建設部	建設課長	